

		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																														
		1. 就学援助制度の周知方法																																														
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)											(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)																						
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校入学説明会や入学説明会の書類を配布	カ. 入学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年、就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	コ. その他	ア. 申請締切を設け、期明け後に、各申請のみに付け	イ. 随時申請を受け付けて、随時申請から援助	ウ. 随時申請を受け付けて、締切を過ぎた申請の受付は申請月や指定月以降から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他	ア. 申請希望者が学校に提出	イ. 申請希望者が教育委員会に提出	ウ. 申請希望者が学校に提出	エ. 申請希望者が学校に提出	オ. 申請希望者が学校に提出	カ. 申請希望者が学校に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他	(6) (5) のクの内容					ア. 目次やイラストや写真などを用いた文面での使用	イ. 漢字・かな・ひらがなを併記	ウ. 対象となる年齢・学年・学期の目安・額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	(8) (7) のカの内容													
都道府県	市区町村名	37	37	34	14	14	20	29	14	26	3	1	9		9	0	0	35	0	2		2	27	3	9	0	0	0	0	0	1		1	8	2	12	21	13	5		5							
静岡県	静岡市	○		○	○	○	○	○	○	○								○						○														○					外国語の案内を作成					
静岡県	浜松市	○					○			○								○						○	○													○										
静岡県	沼津市	○								○								○						○																								
静岡県	熱海市	○			○	○	○	○	○	○								○						○																								
静岡県	三島市	○					○	○		○								○						○												○		○										
静岡県	富士宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○						○																○				児童扶養手当担当課から、窓口で該当者に案内をしてもらっている。				
静岡県	伊東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○						○						○	申請書提出は受給希望者のみであるが、制度案内の使い方は年度内に1回以上学校を通じて全児童生徒世帯へ配付。				○	○			○					新入学児童説明会や未就学児健診時に配布				
静岡県	島田市	○	○			○	○	○	○	○								○						○																								
静岡県	富士市	○					○			○								○						○												○	○		○	○								
静岡県	磐田市	○	○				○	○	○	○								○								○														○	○	○						
静岡県	焼津市	○	○			○	○											○																		○												
静岡県	掛川市	○	○			○	○			○								○																						○	○	○						
静岡県	藤枝市	○	○			○	○											○																								○						

都道府県		市区町村名		I 令和7年度就学援助制度の実施について																															
				1. 就学援助制度の周知方法																															
				(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものを全てに○)											(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)					(8) (7) のカの内容		
ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の冊子又は就学案内の冊子とともに配布	エ. 就学案内の冊子又は就学案内の冊子とともに配布	オ. 入学式に就学案内の冊子を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他	その	ア. 申請締切を定し、期間の申請のみ受け付け	イ. 申請を受け付けており、各切当から援助	ウ. 申請を受け付けて、締切を過ぎた申請の場合は申請月や翌月以降から援助	エ. 各学期で申請締切を定し、各学期開始から援助	オ. その他	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校に提出	エ. 申請を希望する者が学校に提出	オ. 申請を希望する者が学校に提出	カ. 申請を希望する者が学校に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他	(6) (5) のクの内容					ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付ける	ウ. 援助対象となる年間所定の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間所定の目安額の記載		オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他
37	37	34	14	14	20	29	14	26	3	1	9	9	0	0	35	0	2	2	27	3	9	0	0	0	0	1	1	8	2	12	21	13	5	5	
静岡県	松崎町	○	○			○		○	○					○					○												○				
静岡県	西伊豆町	○		○		○		○						○							○							○				○			
静岡県	函南町	○		○		○		○						○					○											○	○				
静岡県	清水町	○			○	○	○	○						○					○									○							
静岡県	長泉町	○				○	○							○					○												○				
静岡県	小山町				○			○						○					○												○				
静岡県	吉田町	○				○	○	○						○							○										○				
静岡県	川根本町	○					○			○	○			○							○							○							
静岡県	西磐根郡森町	○				○		○						○					○													○			
静岡県	山形県山形市	○		○	○	○	○	○			○						○					○									○	○			
静岡県	山形県山形市	○	○	○		○								○																	○	○			

都道府県	市区町村名																																
		<中学校>（１）実施・検討状況について							<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学期支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回答している場合は最初の時期）								<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）												
ア、入学期支給を行っている	イ、入学期支給を行っているが、現在検討している	ウ、入学期支給を行っているが、現在検討していない	エ、そもそも購入学習用品やその費用を無償化しているため、入学期支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいいため、入学期支給を行っていない	カ、その他		ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）以降	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、8月	ウ、9月	エ、10月	オ、11月	ア、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学期前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学期支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他								
37	37	27	8	2	0	0	0	0				27	0	1	7	0	0	0	0	1	3	9	14	0	1	1	1	0	0	0			
静岡県	御前崎市	○						○													○												
静岡県	袋井市	○						○										○															
静岡県	下田市		○							○																							
静岡県	裾野市	○						○										○															
静岡県	湖西市	○						○													○												
静岡県	伊豆市	○						○													○												
静岡県	御前崎市		○							○																							
静岡県	菊川市	○						○											○														
静岡県	伊豆の国市		○							○																							
静岡県	牧之原市	○						○													○												
静岡県	東伊豆町			○																				○									
静岡県	河津町		○							○																							
静岡県	南伊豆町			○																		○	○										

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率			
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○) ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止 イ、市区町村民税の非課税 ウ、市区町村民税の減免 エ、国民年金保険料の免除 オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予 カ、児童扶養手当の支給 キ、保護者が職業安定所登録日曜労働者 ク、PTA会費、学校納付金の減免が行われている者 ケ、個人事業税の減免 コ、固定資産税の減免 サ、学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの シ、経済的な理由による欠席日数が多い者 ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者 セ、生活福祉資金による貸付け ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に条件が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍、1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。) タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるもの) (例：生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。) チ、特別支援教育費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。) ツ、市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等) (係数および目安額を(5)に記入してください。) テ、養育費や病気等の理由によって家計が急変した者 ト、その他 その他 係数(倍率) 係数(倍率) 倍 倍 (4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容 (5) 補足事項 令和6年度																										
37	37	32	33	30	30	29	32	19	17	30	30	20	18	22	25	13	5	13	0	6	6	31	0	6	0	37
静岡県	静岡市															○						1				0
静岡県	浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	1				0
静岡県	沼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				2				0
静岡県	熱海市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○				1				0
静岡県	三島市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			○	1			災害等により急激に生活状態が悪化したと認められる者 民生委員及び学校長の意見を参考に教育委員会が必要と認める者	0
静岡県	富士宮市	○	○				○					○	○	○	○		○			○	○	1			認定基準と同程度に経済的に困難していると認められる方	0
静岡県	伊東市		○													○						1				0
静岡県	島田市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						2				0
静岡県	富士市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1				0
静岡県	磐田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○					2				0
静岡県	焼津市	○	○															○				2				0
静岡県	掛川市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○		2				0
静岡県	藤枝市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				2				0

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																							(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛け る係数(倍 率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍 率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者が職業 安定所登 録し雇労 働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われ ている者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い 者、昼 食、被服 等が悪い 者または 学用品、 着用品等 に不自由 している 者等で 保護者の 生活状態 がきわめ て悪いと 認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一定 の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 要件が変 わるもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍 等)(係 数(倍 率)を (4)に 記入し てくだ さい。)	タ、生活 保護の基 準額に一定 の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額を 参照して 額を定め て一定の 係数を掛 けたもの) (例：生 活保護の 1.3倍の 額(394 万円)、 1.5倍 (455万 円)等) (係数 (倍率) を(4)に 記入し てくだ さい。)	チ、特別 支援教育 費の必要 額測定に 用いる保 護基準 額、又は 同基準額 に一定の 係数を掛 けたもの (係数 (倍率)を (4)に 記入し てくだ さい。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の 1.0倍、 1.5倍 等)(係 数および 目安額を (5)に 記入し てくだ さい。)	テ、離職 や病気等 の理由に よって家 計が急変 した者	ト、その他								
係数(倍 率)																			係数(倍 率)								
倍																			倍								
37	37	32	33	30	30	29	32	19	17	30	30	20	18	22	25	13	5	13	0	6	6	31	0	6	0	37	
静岡県	御前崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		1				0	
静岡県	袋井市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○		○		2					0	
静岡県	下田市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					2					0	
静岡県	裾野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○	○						0	
静岡県	湖西市															○					1					0	
静岡県	伊豆市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			2					0	
静岡県	御前崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					2					0	
静岡県	菊川市																○				2					0	
静岡県	伊豆の国市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○				1					0	
静岡県	牧之原市	○	○	○	○	○	○			○	○			○				○			2					0	
静岡県	東伊豆町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○		2			学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者		0	
静岡県	河津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												0	
静岡県	南伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					1					0	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
37	37	4
静岡県	静岡市	
静岡県	浜松市	1.(3)について、中学初年学期終業式の希望者が教育委員会に連絡後、それ以外は希望者が学校に提出します。
静岡県	沼津市	
静岡県	熱海市	
静岡県	三島市	
静岡県	富士宮市	中学道中修学旅行、経済的に困難しているとする家庭数も増えていても、保護者からの申し込みにより、生活経済の要件で、必要保護費等として設定するように対応している。
静岡県	伊東市	
静岡県	島田市	
静岡県	富士市	
静岡県	磐田市	高等学校生活経済事業で、中学校入学時の経済的負担を軽減している。 【参考資料】 静岡県「入学金等給付の促進(給付)等4年分(1)の促進策」に対し、児童一人につき30,000円の給付金を支給。 中学校入学時の経済的負担軽減、学校で実施する給付、給付額に上限がある。
静岡県	焼津市	
静岡県	掛川市	
静岡県	藤枝市	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
37	37	4
静岡県	御殿場市	
静岡県	袋井市	
静岡県	下田市	
静岡県	裾野市	
静岡県	湖西市	
静岡県	伊豆市	
静岡県	御前崎市	
静岡県	菊川市	
静岡県	伊豆の国市	
静岡県	牧之原市	
静岡県	東伊豆町	
静岡県	河津町	
静岡県	南伊豆町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
37	37	4
静岡県	松崎町	
静岡県	西伊豆町	
静岡県	函南町	
静岡県	清水町	
静岡県	長泉町	
静岡県	小山町	
静岡県	吉田町	
静岡県	川根本町	
静岡県	西御郡森町	
静岡県		
静岡県		小中学校は、機会としての対象校がない。